

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

31,190千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

444,960千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	31,200	13,000	0	0	2,245	15,955
	児童手当	66,200	56,290	0	0	1,222	8,688
	障害者自立支援事業	94,430	70,810	0	0	2,913	20,707
	子ども子育て支援事業	23,970	12,640	0	4,264	871	6,195
	小計	215,800	152,740	0	4,264	7,251	51,545
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	47,000	32,250	0	0	1,819	12,931
	後期高齢者医療広域連合負担金	86,710	0	0	0	10,693	76,017
	介護給付費繰入金	68,750	0	0	0	8,478	60,272
	介護保険地域支援事業繰入金	6,200	0	0	0	765	5,435
	小計	208,660	32,250	0	0	21,755	154,655
保健衛生	AKP48健診(国保繰入分)	6,540	2,125	0	0	544	3,871
	母子保健事業	6,520	560	0	80	725	5,155
	疾病予防対策事業	7,440	20	0	0	915	6,505
	小計	20,500	2,705	0	80	2,184	15,531
合計		444,960	187,695	0	4,344	31,190	221,731

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。